

東京 e スポーツフェスタ実行委員会財務規程

制定 令和 6 年 5 月 2 1 日

一部改正 令和 6 年 7 月 1 9 日

【総 則】

(目的)

第 1 条 この規程は、東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、実行委員会の事業の効率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(財務管理の基本)

第 2 条 実行委員会の財務は、法令、実行委員会事務規程、本規程及びその他実行委員会が定める規程による。

(会計単位)

第 3 条 委員会の会計単位は東京 e スポーツフェスタ実行委員会事業の単一会計単位とする。

2 東京 e スポーツフェスタ実行委員会事業は法人税法上の収益事業として本規程を適用する。

(会計年度)

第 4 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、実行委員会設立年度は、実行委員会を設立した日から当該年度 3 月 3 1 日までとする。

(出納の閉鎖)

第 5 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

(会計責任者)

第 6 条 実行委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

【勘定科目・帳簿組織】

(勘定科目)

第 7 条 実行委員会の勘定科目は、財政状態及び正味財産の増減を適切に整理するため、別表により処理するものとする。ただし、必要に応じてその他の勘定科目を設けることができる。

(会計処理の基準)

第8条 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の他、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に準拠する。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は複式簿記の原則に従って明瞭かつ整然と作成しなければならない。

2 主要簿は仕訳帳及び総勘定元帳とし、必要に応じて補助簿を設けることができる。

3 事務局次長は、委員会の適正な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第1号）及び預金出納簿（別記様式第2号）を備え整理しなければならない。

(帳簿書類の保存期間)

第10条 帳簿書類の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては法令の定めによる。

① 決算書類	10年
② 予算書	10年
③ 会計帳簿	10年
④ 契約書・証憑書類	10年

【収支予算】

(予算編成及び執行の原則)

第11条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算案の作成)

第12条 委員長は、会計年度開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、実行委員会の会議に提出するものとする。

(予算の執行)

第13条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

- 3 前項における委員長の承認は、20%を超えない場合、省略することができる。

【金銭出納】

(指定金融機関)

第14条 実行委員会の預金口座を設ける金融機関の指定及びその変更は、事務局次長が行う。

(金銭の出納)

第15条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理（事業運営担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局次長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局次長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第16条 事務局次長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。ただし、金融機関等において振込みが行われた場合は、その控えをもって領収証とし、希望のある場合のみ、別途領収書を発行する。
- 3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第17条 事務局次長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認のうえ、行わなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
- (2) その他事務局次長が請求書を徴する必要がないと認めた場合
- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払については、事務局次長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(仮払)

第18条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

【契 約】

(契約方法)

第 19 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
- (2) 企画提案方式
- (3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第 20 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 21 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 19 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 100 万円（税込）未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 22 条 事務局次長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がない

ものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円（税込）未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの又は事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 23 条 事務局次長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

【決 算】

(決算資料の作成等)

第 24 条 委員長は、会計期間終了後、次の財務諸表及び事業報告書を速やかに作成しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 正味財産増減計算書

(税務申告)

第 25 条 委員長は、法令に基づき、法人税等及び消費税等について法定期限までに税務申告を行う。

【雑 則】

(電子取引データに関する取扱い)

第 26 条 電子取引データの取扱いについては、別紙「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」による。

(補 則)

第 27 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

別 記

第1号様式	現金出納簿（第9条関係）
第2号様式	預金出納簿（第9条関係）
第3号様式	収入調定書（第16条関係）
第4号様式	支出決定書（第17条関係）
第5号様式	支出決定書〔資金前渡〕（第18条関係）
第6号様式	精算額調定書（第18条関係）
第7号様式	収入管理簿（第16条関係）
第8号様式	支出管理簿（第17条関係）

＜ 別 表 ＞

区分		大科目	中科目	小科目	内容
貸借対照表	資産	現金預金	現金預金	現金	通貨
				普通預金	預金口座別の補助簿により管理する
		売掛金	売掛金	売掛金	出展料収入の未収額
		その他流動資産	その他流動資産	貯蔵品	切手・収入印紙等の未使用高
				前渡金	物品購入・役務提供代金の前払額
				前払費用	期間未経過の費用
				未収入金	その他債権の未収額
				未収税金	租税還付金
	負債	未払金	未払金	仮払金	租税の中間納付額を含む
				仮払消費税	仕入に係る消費税額
				未払金	物品購入・役務提供に係る未払額
				未払消費税等	消費税等の未納額
				未払法人税等	法人税等の未納額
				前受金	展示会開催前の出展料入金額(税込)
	正味財産	正味財産	正味財産	預り金	源泉所得税預り金等
				仮受消費税	売上に係る消費税額
正味財産増減計算書	収益	負担金収入	東京都負担金	東京都負担金	東京都からの負担金収入
		出展料収入	出展料	出展料収入	出展企業等からの出展料収入
		協賛収入	協賛収入	協賛	協賛企業より協賛金や物品・役務の提供
		雑収入	その他収入	預金利息	預金利息
				雑収入	その他の収入
	費用	事業運営費	会場借上料	会場借上料	会場の借上げに係る経費
			委託料	委託料	展示会の運営に関する委託経費
			雑支出	雑支出	事業運営に係るその他の支出
		事務局運営費	会議費	会議費	委員会の開催等に係る経費
			旅費交通費	旅費交通費	事務局員等の旅費、交通費
			賞金・景品費	賞金・景品費	賞金に係る経費
			消耗品費	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
			役務費	運賃	荷物の運搬に係る経費
				通信費	郵送料・書類発送料、電話料金等
				送金手数料	金融機関振込手数料等
				保険料	保険料
				事務委託費	会計税務委託料
			使用料及賃借料	物品使用料	事務運営に係る物品等の使用料及び専用料
		雑費	租税公課	租税公課	印紙代、控除対象外仕入消費税等
			雑費	雑費	事務局運営に係るその他の支出
		法人税等	法人税等	法人税等	法人税・住民税・事業税負担額

現金出納簿

[illegible]

預金出納簿

預金口座[銀行 支店 預金 口座番号()]

[illegible]

収 入 調 定 書

収入番号	東 e 実委収第	号	予算主管担当		調定担当
調定担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり調定する。

年度	令和	年度			
科目					
金額	円				
件名					
納入者					
収入方法	1 口座振込		2 現金		
備考					

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書

支出番号	東京e実委支第 号	予算主管担当		調定担当
		事務局次長	課長代理(調査)	担当者
執行担当				
作成日	令和 年 月 日			
決定日	令和 年 月 日			

下記のとおり支出する。

年度	令和 年度	支払予定日	令和 年 月 日
大科目		中科目	
金額	円		
件名			
債権者			
支払方法	1 口座振込	2 現金	3 口座振替
備考			

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書

支出番号	東 e 実委支第	号	予算主管担当		調定担当
執行担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり支出する。

年度		令和		年度	支払予定日	令和	年	月	日
内 訳	No.	大科目	中科目	金額	内容				
	1			円					
	2			円					
	3			円					
合計				0 円					

資 金 前 渡 請 求 書

請求金額 0 円

ただし、
0
0
0

に要する資金

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

東京 e スポーツフェスタ実行委員会事務局長 殿

資金前渡受者

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

東京 e スポーツフェスタ実行委員会事務局長 殿

資金前渡受者

支払方法	1 口座振込	2 現金
------	--------	------

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

精 算 額 調 定 書

支出番号	東 e 実委支第	号	予算主管担当		調定担当
執行担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり調定する。

年度		令和		年度			
内 訳	No.	大科目		中科目		金額	
	1					円	
	2					円	
	3					円	
合計						0 円	
前 渡 金 精 算 書							
精算内容		領収額	0 円	支払額	0 円	差引戻入額	0 円
ただし、 東e実委支第 0 号決定資金前渡についての精算 上記のとおり精算します。 年 月 日 東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局長 殿 資金前渡受者 印							
戻入方法		1 口座振込			2 現金		

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

收入管理簿

令和 年度

月 日		摘 要	科 目	調 定 額	収 入 額	収入未済額
累 計				0	0	0

支出管理簿

令和 年度 (予算科目)		予算額			予算残額 (推定額)			
					予算残額 (確定額)			
					予算残額 (執行済額)			
	件 名	受領額	推定日	推定額	確定日	確定額	支出日	支出済額
合計額		0		0		0		0